

株式会社百五銀行

公表日：2021年11月12日

グリーン預金フレームワーク

ESG推進室

担当アナリスト：大石 竜志

格付投資情報センター（R&I）は、百五銀行が策定した「グリーン預金」フレームワークを評価対象として次の内容についてオピニオンを提供する。預金と債券／ローンの資金調達機能の類似性に着目し、フレームワークについて「グリーン債券原則 2021」¹及び「グリーンローン原則」²、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」³に対する整合性に関して評価した。オピニオンの構成は次の通り。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 百五銀行の「グリーン預金」推進に係るサステナビリティ方針
3. 百五銀行「グリーン預金」の概要及びグリーン債券／ローンとの類似性について
 - (1)「グリーン預金」の概要
 - (2)グリーン債券／ローンとの類似性について
4. 「グリーン債券原則 2021」及び「グリーンローン原則」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について
 - (1)調達資金の用途
 - (2)プロジェクトの評価と選定のプロセス
 - (3)調達資金の管理
 - (4)レポーティング
5. まとめ

¹ 国際資本市場協会（ICMA）が策定

² ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

³ 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

百五銀行は2019年にグループSDGs宣言を公表し、取り組むべき5つのマテリアリティを選定している。宣言は「百五銀行グループは「SDGs」を企業行動・経営戦略につなげ、本業を通じた地域の社会的課題解決と経済発展の両立を図ることで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。」としている。宣言のもと全行をあげてESG活動に取り組んでおり、百五銀行が重点課題の解決に資する商品として「グリーン預金」を提供することは、重点課題の1つに掲げる「地球環境・地域環境の保全」に寄与する。

R&Iは「グリーン預金」フレームワークにおいて、百五銀行による預金受け入れが資金調達機能という観点において債券/ローンと類似していること、及び預金の運用先がグリーンプロジェクトのみであることがグリーン債券/ローンの資金充当に相当すると整理した。この整理に基づきグリーン預金フレームワークのグリーン債券/ローンとの類似性及び国内外で策定されているグリーン債券/ローンに係る原則・ガイドラインに対する整合性に、またグリーンプロジェクトに対して融資する体制に関して第三者評価を提供する。

2. 「グリーン預金」推進に係るサステナビリティ方針

百五銀行は「百五銀行グループSDGs宣言」を次の通り策定している。

重点課題	取組方針	SDGs
地球環境・地域環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全や環境負荷低減につながる事業への支援により、持続可能な地球環境の実現に貢献します。 森林保全・省エネ活動を実践し、地域環境の保全と意識醸成をめざします。 	
地域経済の創造	<ul style="list-style-type: none"> お客さまの多様な課題やニーズに応じた金融サービスを提供し、地域経済の創造に貢献します。 先進的な金融サービスを提供し、地域企業の付加価値向上やお客さまの良質な資産形成をサポートします。 	
地域社会の持続的発展	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会の課題やニーズを敏感にとらえ、事業活動および社会貢献活動とおして地域社会の持続的発展に貢献します。 次世代をささえる子どもたちへの教育を積極的に展開し、活力ある地域社会の実現に貢献します。 	
ダイバーシティ推進	<ul style="list-style-type: none"> 多様な働き方ができる職場環境を基盤に人材の能力を最大化し、働きがいの向上をめざします。 多様なキャリア形成を可能にする社会づくりに貢献します。 	
経営管理態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理体制、コンプライアンス体制の強化・充実により企業経営の透明性向上をめざします。 	

[出所：百五銀行 Web ページ]

百五銀行は「百五銀行グループSGDs宣言」において5つの重要課題を特定している。特定にあたってグローバルな環境社会問題+地域の環境社会問題、地域からの期待を踏まえたうえで、百五銀行グループの事業領域との親和性を勘案して課題を抽出した。

その1つとして「地球環境・地域環境の保全」を掲げており、その取組事例としては、再生可能エネルギー事業への投融資に加え、環境配慮型商品の提供を挙げている。百五SDGs・ESG融資「サステナブル105」、百五SDGs私募債（環境項目）などを実施してきた。

グリーン預金フレームワークは再生可能エネルギーへの融資を運用対象としており、環境配慮型の商品を預金者に提供する。重点課題のうち「金融サービス」「環境保全」に係る課題解決に資する取り組みとして位置づけられる。地域における持続可能な社会に貢献するための商品と認識し、フレームワークを設定した。

R&Iは、グリーン預金は百五銀行の目指す持続可能な地域社会の実現に寄与する取り組みであるとともに、地方銀行としての持続可能性へ向けた取り組みであることを確認した。

■ 重点課題「地球環境・地域環境の保全」における具体的な施策例

本業の金融サービスを通じた取り組み

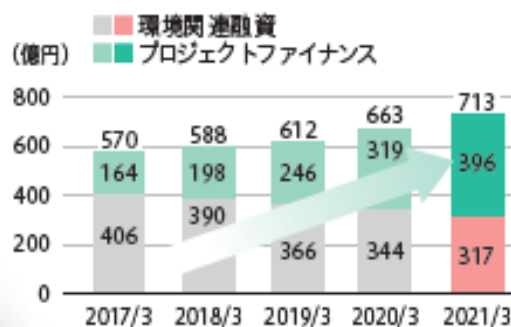
再生可能エネルギー向けプロジェクトファイナンスの推進

当行は、再生可能エネルギー発電事業を含め、環境保全や環境負荷低減につながる事業への支援を積極的に行い、持続可能な地球環境の実現に貢献しています。

当該事業向けのプロジェクトファイナンス融資残高は2021年3月末時点で約396億円となりました。



再生可能エネルギー関連融資残高推移



※再生可能エネルギー関連融資…太陽光発電、バイオマス発電、風力発電の合計。

[出所：百五銀行 Web ページ]

3. 百五銀行「グリーン預金」の概要及びグリーンbond/ローンとの類似性について

(1) 「グリーン預金」の概要

- (1) 募集対象 個人および法人
- (2) 最低預入額 1,000 万円（大口定期預金で運用）
- (3) 預入期間 6 か月以上 1 年以内
- (4) 適用利率 大口定期預金の店頭表示金利
- (5) 預入資金運用 原則、適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクトのみとする。
未充当資金は現金または現金同等物で管理される。
- (6) レポーティング 預金の充当状況は概ね四半期毎に開示される。
インパクトは年 1 回開示される。

(2) グリーンbond/ローンとの類似性について

百五銀行「グリーン預金」はその仕組みから、グリーンbond/ローンの調達資金の運用に係る仕組みに類似していると判断できる。特にグリーンbond/ローンの主な目的の一つであるグリーン投資の機会提供やグリーンプロジェクトに対する投資による環境改善効果の拡大などの点は同じ目的である。一方、調達方法が預金であるため一定の期間において募集され、募集期間終了後に資金充当を開始する。グリーンbond/ローンにおいて資金調達時期・金額が発行時/借入時に特定されるのに対して、「グリーン預金」では募集という形式であるため期間終了時に確定することに加え、商品としての預金期間が短いことから、調達資金が全額充当されない場合が想定される。

4. 「グリーンボンド原則 2021」及び「グリーンローン原則」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（原則等）に対する整合性について

R&Iは環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」ガイドラインにおける確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心に本グリーン預金について評価した。

(1) 調達資金の使途

① 対象プロジェクト

百五銀行はグリーン預金を通じて調達した資金を、適格クライテリアを満たすプロジェクト（適格プロジェクト）への新規および既存融資に充当する。調達資金の使途が既存融資の場合は、遡って3年以内に行われた融資案件とする。適格クライテリアは環境面にポジティブな効果をもたらすグリーンプロジェクトへの投資資金と設定し、以下の適格クライテリアを例示している。これらはグリーンボンド原則 2021 の事業カテゴリーの再生可能エネルギーに該当する。

カテゴリー	適格クライテリア
再生可能 エネルギー	太陽光発電・風力発電・水力発電事業向け設備の資産の賃貸、取得、建設、設備 拡張を含む、当該発電事業向け融資



運用対象とした対象プロジェクトの再生可能エネルギーは SDGs の目標における 7-1：2030年までに、だれもが、安い値段で、安定的で現代的なエネルギーを使えるようにする。7-2：2030年までに、エネルギーをつくる方法のうち、再生可能エネルギーを使う方法の割合を大きく増やす。の項目に該当すると考えられる。百五銀行の重点課題として掲げる「地球環境・地域環境の保全」への取り組みとも一致している。

② 環境改善効果

資金使途がもたらす環境改善効果について、融資先が自ら定量的に計測可能な指標として CO2 の削減量を求める。

③ 環境面・社会面におけるネガティブな影響への配慮

百五銀行では対象プロジェクトの融資案件ごとに、現地調査や融資統括部での審査過程において、社会的リスクの評価を実施し、融資の可否判断を行う。

フレームワークに記載した資金使途は、ICMA のグリーンボンド原則、ローン市場協会のグリーンローン原則、環境省のグリーンボンドガイドライン等の原則・ガイドライン（以下原則等）で掲げられている「再生可能エネルギー」と一致する。地域経済を支える金融機関として、環境面および社会面の影響の軽減策を講じていくことは社会的使命の1つである。すそ野の広い顧客に対して、調達した資金を活用し融資を通じてサポートしていく取り組みは、地域経済の回復や安定化につながるだけでなく、持続的な成長に寄与する効果も期待できる。適格プロジェクトへの融資は、一般の行内融資と同じ判断基準に基づき、環境および社会の面で潜在的なリスクを取り除くことに配慮している。資金使途に関する設定は妥当な内容である。

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

① 包括的な目標、戦略等への組み込み

百五銀行は「百五銀行グループ SDGs 宣言」において 5 つの重要課題を特定している。その 1 つとして「地球環境・地域環境の保全」を掲げている。その取組事例として再生可能エネルギー事業への融資に加え、環境配慮型商品の提供を挙げている。グリーン預金は百五銀行の目指す持続可能な地域社会の実現に寄与する取り組みであるとともに、地方銀行としての持続可能性へ向けた取り組みと評価できる。

② プロジェクトの評価・選定の判断規準

包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるかについては、「べきである」事項ではなく「望ましい」とされる推奨項目である。百五銀行が選定した資金使途は原則等に定められる事業カテゴリーに一致していることに加え、環境改善効果の定量的な測定を融資先に求め、行内的な確認プロセスが存在することから、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当される仕組みが整っていることが確認できる。

③ プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

適格クライテリアの設定および適格クライテリアと「百五銀行グループ SDGs 宣言」にかかげる取組方針との整合性の確認は、預金商品開発部署である営業開発部を含む関連部署で構成する SDGs 推進委員会において行われた。適格プロジェクト融資の選定については、社会的（地元問題、環境、法令等）リスク低減のためのプロセスとして、融資統括部が融資審査を実施の上、営業開発部において適格性を確認する。

SDGs 推進委員会において適格クライテリアの設定や、銀行のサステナビリティ取組方針との整合性を確認している。また、融資検討時には融資統括部、営業開発部が関与する。プロジェクトの選定・評価は適切なプロセスを経ている。選定・評価は、「百五銀行グループ SDGs 宣言」や重点課題の観点から実施され、グループ戦略における本件の位置付けも明確である。

(3) 調達資金の管理

グリーン預金を通じて調達した資金は、適格プロジェクトへの新規および既存の融資に充当される。当該調達資金が適格プロジェクトへの融資に充当されるまでの間は、現金または現金同等物として管理する。充当状況は営業開発部が行内システムを用いて管理する。

原則等は資金の追跡管理がなされ、内部プロセスによって統制を受けるべきとされている。全額をグリーンプロジェクトへ充当することとしているが、充当されるまでの間は現金等で運用し、行内システムにおいて適切に管理されるとしている。また、グリーン預金として調達する資金は全て百五銀行の口座である。以上より、原則等に定める適切な資金の管理を求めるものと評価できる。

ただ、当該預金商品の預金期間が短いことから、調達した資金を全額、グリーンプロジェクトに充当できない可能性がある。

(4) レポートニング

① 開示の概要

充当状況のレポートニングは、グリーン預金の預入締切日から概ね四半期ごとにホームページで開示する。開示項目は原則、充当したプロジェクトの内容、グリーン預金残高、融資残高、未充当金額とする。インパクトレポートニングは、グリーン預金の預入締切日から 1 年経過後に、速やかにホームページで開示する。開示項目は、CO2 削減量（見込値を含む）とする。

環境省ガイドラインは借り手がグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしているが、本件はグリーン預金としてのフレームワークであり、環境改善効果は預金者に対し総額の表記で百五銀行のウェブサイト公表される。内容・頻度の面から預金者にとって必要な情報が開示されていると評価できる。

② 環境改善効果に係る指標、算定方法

環境改善効果は算定可能な定量的な指標を用いることが求められる。百五銀行は CO2 削減量の開示を予定しており、妥当な指標が開示される。

5. まとめ

評価対象の「グリーン預金」フレームワークは再生可能エネルギーへの融資を運用対象としており、環境配慮型の商品を預金者に提供する。百五銀行が策定した「百五銀行グループ SGDs 宣言」における 5 つの重要課題のうち「金融サービス」「環境保全」に係る課題解決に資する取り組みとして位置づけられる。グリーンローンを運用対象とする預金スキームであり、預金の運用先がグリーンプロジェクトのみであることがグリーンボンド/ローンの資金充当に相当すると整理した。この整理に基づきグリーン預金フレームワークのグリーンボンド/ローンとの類似性及び国内外で策定されているグリーンボンド/ローンに係る原則・ガイドラインに対する整合性に、またグリーンプロジェクトに対して融資する体制に関して評価した。環境省ガイドラインの「べきである」事項を中心に確認し、国際資本市場協会 (ICMA) の原則との準拠性とも併せて評価した。対象となる調達商品の預金期間が短いことから、資金が全額グリーンプロジェクトに充当されない可能性があるものの、対象事業の特定や資金管理方法など、高い水準で整合性がとられていることを確認した。レポートに関する情報開示に関しては、一般の預金者に対する情報であることを勘案すれば問題は無いものと判断できる。以上より、評価対象は原則・ガイドラインに対して整合的な考え方のもと設計されていると判断できる。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA (国際資本市場協会) に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト (<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>) に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。